

令和8年2月第441回定例福井県議会議案

(令和7年度2月補正予算(案)関係)

追 加 分

福 井 県

目

次

第 149号議案 福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について (1)

第149号議案 福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月3日提出

福井県知事 石田 嵩 人

福井県条例第 号

福井県知事等の退職手当に関する条例および福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(福井県知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 福井県知事等の退職手当に関する条例(昭和47年福井県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---------------------|
| (退職手当の額) 第3条 (略) <u>(知事等の退職手当の支給制限)</u> 第4条 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 <u>(1) 知事が地方自治法(昭和22年法律第67号)第143条第1項の規定により失職したとき。</u> | (退職手当の額) 第3条 (略) |

| | | |
|---|--|--|
| <p>(2) 副知事が地方自治法第164条第2項の規定により失職したとき。</p> <p>(3) 副知事[○]がその在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為」という。）があったことを理由として地方自治法第163条ただし書の規定により解職されたとき。</p> <p>(4) 常勤の監査委員が地方自治法第180条の5第7項、第198条の2第2項または第201条の規定により失職したとき。</p> <p>2 知事は、退職した知事等が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) その在職期間中の行為に懲戒免職相当行為があったと知事が認定するとき</p> <p>○</p> <p>(2) 知事が地方自治法第83条の規定により失職したとき。</p> <p>(3) 副知事または常勤の監査委員が地方自治法第87条第1項の規定により失職したとき。</p> <p>（退職手当の支払）</p> <p>第5条 前条第2項の議会の議決を経た場合であって、退職手当を支給するときは、議会の議決の日から起算して1月以内に支払われなければならない。</p> <p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第6条 退職した知事等の在職期間中の非違または懲戒免職相当行為（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により差し止めた退職手当は、前項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。</p> <p>（退職した知事等の退職手当の返納）</p> <p>第7条 退職した知事等に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職の前に判明していたならば当該退職した知事等が第4条第1項各号のいずれかに該当したであろう在職期間中の行為があったことを知事が認定したときは、知事は、当該退職した知事等に対し当該退職手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>2 退職した知事等に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職の前に判明していたならば当該退職した知事等が第4条第2項第1号に</p> | | |
|---|--|--|

該当したであろう在職期間中の行為があったことを知事が認定したときは、知事は、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職した知事等に対し当該退職手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(退職手当の額の特例)

第8条 知事は、特別の必要があると認めるときは、議会の承認を得て第3条の規定により算出した退職手当の額を増減することができる。

(罰金以上の刑に処せられた場合の退職手当の支払の差止め等)

第9条 福井県職員等の退職手当に関する条例第13条から第17条までの規定は、退職した知事等が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第16章に掲げる罪（第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3および第253条の罪を除く。）を犯し罰金の刑に処せられた場合の当該退職手当の支払を差し止める処分等について準用する。この場合において、福井県職員等の退職手当に関する条例第13条第1項第1号および同条第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号ならびに第17条第4項中「拘禁刑」とあるのは、「罰金」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、退職手当の支給については、知事が別に定めない限り、福井県職員等の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(退職手当の額の特例)

第4条 知事は、特別の必要があると認めるときは、議会の承認を得て前条の規定により算出した退職手当の額を増減することができる。

(その他)

第5条 前3条に定めるもののほか、退職手当の支給については、知事が別に定めない限り、福井県職員等の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和46年福井県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|----------------------------|
| (退職手当) 第4条 (略) 2 (略) <u>3 この条例の規定による退職手当は、教育長が退職（その者が退職の日またはその翌日に再び教育長となった場合を含む。以下同じ。）した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</u> <u>(退職手当の支給制限)</u> 第4条の2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、 | (退職手当) 第4条 (略) 2 (略) |

当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第9条第1項の規定により失職したとき

。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第7項の規定により失職したとき。

2 知事は、退職した教育長が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。ただし、前項の規定による処分が既に行われた場合は、この限りでない。

(1) その在職期間中の行為に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であるとした場合に同法第29条第1項の規定により免職の処分を受けることとなる行為に相当する行為（以下「懲戒免職相当行為」という。）があったと知事が認定するとき。

(2) 地方教育行政法第7条第1項の規定により罷免されたとき。

(3) 地方教育行政法第8条第2項において準用する地方自治法第87条第1項の規定により失職したとき。

（退職手当の支払）

第4条の3 前条第2項の議会の議決を経た場合であって、退職手当を支給するときは、議会の議決の日から起算して1月以内に支払われなければならない。

（退職手当の支払の差止め）

第4条の4 退職した教育長の在職期間中の非違または懲戒免職相当行為（以下「非違等」という。）が疑われる場合であって、当該非違等について知事または知事から依頼を受けた者による調査が行われているときは、知事は、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める処分を行うものとする。

2 前項の規定により差し止めた退職手当は、前項の調査が終了したときから起算して1月以内に支払われなければならない。

（退職した教育長の退職手当の返納）

第4条の5 退職した教育長に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職の前に判明していたならば当該退職した教育長が第4条の2第1項各号のいずれかに該当したであろう在職期間中の行為があったことを知事が認定したときは、知事は、当該退職した教育長に対し、当該退職手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 退職した教育長に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当

該退職の前に判明していたならば当該退職した教育長が第4条の2第2項第1号に該当したであろう在職期間中の行為があったことを知事が認定したときは、知事は、あらかじめ議会の議決を経た場合に限り、当該退職した教育長に対し当該退職手当の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(罰金以上の刑に処せられた場合の退職手当の支払の差止め等)

第4条の6 福井県職員等の退職手当に関する条例(昭和29年福井県条例第25号)第13条から第17条までの規定は、退職した教育長が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第16章に掲げる罪(第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3および第253条の罪を除く。)を犯し罰金の刑に処せられた場合の当該退職手当の支払を差し止める処分等について準用する。この場合において、福井県職員等の退職手当に関する条例第13条第1項第1号および同条第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号ならびに第17条第4項中「拘禁刑」とあるのは、「罰金」と読み替えるものとする。

(旅費)

第5条 (略)

(旅費)

第5条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に支給された退職手当の返納については、第1条の規定による改正後の福井県知事等の退職手当に関する条例第7条または第2条の規定による改正後の福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

知事等の特別職の退職手当制度に対する県民の信頼を確保するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。